

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念として、株主を始め、得意先、仕入先、従業員、地域社会といったステークホルダーの期待に応え、日本の文化や生活の向上に貢献していくことを、経営理念に掲げております。

この理念を実現する為に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の課題のひとつであると捉え、企業理念・法令遵守を徹底しつつ、競争力のある効率的な経営により、継続的な発展を目指し、社会的責任を果たしてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように、当社と利害関係のない社外取締役・社外監査役を、独立役員として確保することによって、監督・監査の実効性を高めてまいりますと同時に、「グループ行動規範」を定め、体制・制度の見直しを進めて、透明性のある公正な体制を確立していく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 ニシムラ	1,492,000	26.98
ジーエフシー取引先持株会	697,600	12.61
株式会社 十六銀行	243,000	4.39
ジーエフシー従業員持株会	241,500	4.36
株式会社 大垣共立銀行	189,000	3.41
西村 牧子	182,000	3.29
西村 悦郎	170,000	3.07
西村 美枝子	170,000	3.07
THE HONKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	119,400	2.15
西村 公一	68,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
葛西 良亮	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛西 良亮		独立役員であります。	<p>弁護士の資格を持ち、法律に関する見識を有していることから、取締役会等においてコンプライアンス面から適切なアドバイスとともに、チェック機能の役割を担っていただけるものと判断し選任しております。</p> <p>また、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる可能性がないこと、経営陣から独立しており一般株主保護の観点からも適任であると判断し、同氏を独立役員として選任・届出しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は定期的に報告会を開催し、情報共有を図ることで、効率的な業務監査活動を運営しております。また、監査役と内部監査室は会計監査人である、EY新日本有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
足立 雅之	税理士													
諏訪 直樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立 雅之		独立役員であります。	税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当の程度の知見を有していることから、当社の取締役会の充実に役立てていただけるものと判断し選任しております。 また、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる可能性がないこと、経営陣から独立しており一般株主保護の観点からも適任であると判断し、同氏を独立役員として選任・届出しております。

<p>諏訪 直樹</p>	<p>独立役員であります。</p>	<p>公認会計士の資格を持ち、高度な専門的知識を有していることから、監査体制の充実に役立てていただけるものと判断し選任しております。</p> <p>また、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる可能性がないこと、経営陣から独立しており一般株主保護の観点からも適任であると判断し、同氏を独立役員として選任・届出しております。</p>
--------------	-------------------	--

【独立役員関係】

<p>独立役員の人数</p>	<p>3名</p>
<p>その他独立役員に関する事項</p>	

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>実施していない</p>
----------------------------------	----------------

<p>該当項目に関する補足説明</p>

取締役への報酬のあり方も含めて現在検討中です。

<p>ストックオプションの付与対象者</p>	
------------------------	--

<p>該当項目に関する補足説明</p>

【取締役報酬関係】

<p>(個別の取締役報酬の)開示状況</p>	<p>個別報酬の開示はしていない</p>
------------------------	----------------------

<p>該当項目に関する補足説明</p>

<p>報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無</p>	<p>あり</p>
-----------------------------	-----------

<p>報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容</p>

取締役の報酬については、代表取締役社長が取締役会からの委任を受けて、株主総会の決議により決定した限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額は固定給のみで、透明性及び公平性を確保するため、企業業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役割とその責務に応じて総合的に勘案して決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の定時株主総会において、月額30,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、常勤監査役や取締役より、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の業務執行及び取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保するため、監査役制度を採用しており、経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関及び監督機関としての取締役会、監査機関としての監査役会を設置しております。

取締役会は、監査役同席のもとで毎月開催され、業績の進捗管理及び会社経営上の重要事項に関する検討・審議、決議が行われ、迅速な経営上の意思決定及び業務執行ができる経営体制をとっており、一般株主との利益相反が起こることのないよう社外取締役1名を選任しております。また社外取締役は独立役員として指定しております。

監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役の3名から構成され、社外監査役2名は一般株主との利益相反が起こることのないよう独立役

員に指定しております。また、常勤監査役は取締役会の他、重要な会議への出席も積極的に行い、会計監査人が行う会計監査や内部統制監査へも立会う等、内部監査室とも定期的な情報・意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を中心に経営の透明性、公正性、遵守性を確保した企業統治体制を構築しています。又、代表取締役社長以下取締役、執行役員などで構成される「経営会議」において、社内の情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めております。

当社取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をよりいっそう充実させるため、本体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期日前発送に努めるとともに、東京証券取引所及び当社ホームページにて法定期日前開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において、IRポリシーに基づき正確な情報開示に努めております。掲載しておりますIR資料といたしましては、決算短信、有価証券(四半期)報告書、年次報告書や株主総会の招集通知等があります。 http://www.gfc-c.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関して専属部署はありませんが、経営企画室にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範の中で、ステークホルダーの尊重を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(A) 当社は「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念とし、株主、取引先、従業員と共に繁栄・発展する企業として社会に貢献することを経営理念としている。その理念の具体化としての当社及び子会社（以下、当社グループという）のすべての役員及び従業員が遵守すべきジーエフシーグループ行動規範を定める。

(B) 取締役会は、グループ行動規範を基に、当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努め、コンプライアンス関連諸規程の制定及び、これら規程遵守の教育及び周知徹底を図る。

(C) コンプライアンス推進に関する重要方針の決定及び法令違反事件に関する調査、是正措置・再発防止策の実施並びに教育、研修の任にあたるものとしてコンプライアンス委員会を設ける。委員長は代表取締役社長とし、委員は取締役・執行役員・従業員のうちから、取締役の協議に基づき代表取締役社長が指名して委嘱する。

(D) 当社グループのすべての取締役及び従業員による法令違反もしくは業務遂行上疑義のある行為等の早期発見・是正を目的に内部通報窓口「ヘルプライン」を設置する。

(E) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、その他関連情報については、社内規程に従い適切に保管すると共に、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(A) 当社は、当社グループのリスク管理についての規程を策定し、グループ業務の推進に伴う重要な個々のリスクに対しては責任部署を定め、その分掌範囲について責任を持って対応策・予防策を講じる体制をとり、必要な場合には全社に示達する。

(B) 取締役会は、リスクの確認とその対策等の整備状況について定期的に確認する。

(C) リスクが実現化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げる。又、代表取締役社長は取締役に事象の発生、報告及びその過程を報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(A) 当社は中期計画を定め、基本戦略を明確にし、年度予算により売上げや利益を設定し、目標達成に向けた経営を実践する。

(B) 取締役の職務の執行の効率性確保のため、取締役会規程、職務分掌規程、その他社内規程を遵守し指揮命令関係等を通じた効率的な職務執行を推進する。

(C) 取締役の職務執行状況の監督並びに重要事項の決定等は、毎月定例取締役会を開催し、これを行う他に、毎朝の役員ミーティングの報告の中で問題点の把握検討を行い、効率的に実施する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(A) 当社は子会社の業務執行の適正の確保及び連携確保の目的から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に当社での報告を義務づける。この報告会には当社の業務執行取締役及び常勤監査役も出席する。又、定期的報告会以外にも、重要な事象が発生した場合には、随時報告を義務づける。

(B) 子会社の経営管理は経営企画室が担当し、子会社から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、グループ全体としての経営の効率を確保する。

(C) 当社グループのすべての取締役及び従業員が利用できるヘルプラインを整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ共通のものとし、コンプライアンス経営の徹底を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(A) 監査役の職務を補助する従業員は特に設けない。但し、監査役がその職務を補助すべき従業員を必要とするときは、代表取締役社長の承認を得て内部監査部門をこれに充てる。

(B) 監査役の職務の補助に当たる者は、その間は監査役の指揮命令に従い、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、その他当社監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(A) 監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程その他取締役の職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、又主要な稟議書その他業務執行に関する資料を閲覧し、意見を述べることができる。

(B)当社グループのすべての取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、その他法令定款違反等の事実を発見したときは速やかに監査役に報告する。

(C)監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、運用状況等につき報告を受ける。

(D)当社グループは、当社監査役に報告を行った当社グループのすべての取締役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループのすべての取締役及び従業員に周知徹底する。

(E)当社グループの内部通報制度の担当部署である総務人事部は、当社グループのすべての取締役及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して、報告をする。

(F)監査役は、内部監査部門、会計監査人、子会社の監査役とも意見交換をし、監査の実効性を確保する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(A)監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(B)監査役が、弁護士、公認会計士等外部専門家の任用をすることを求めてきた場合、監査役の職務の執行上必要と認めるときは、その費用を負担する。

(C)監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行う。又、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

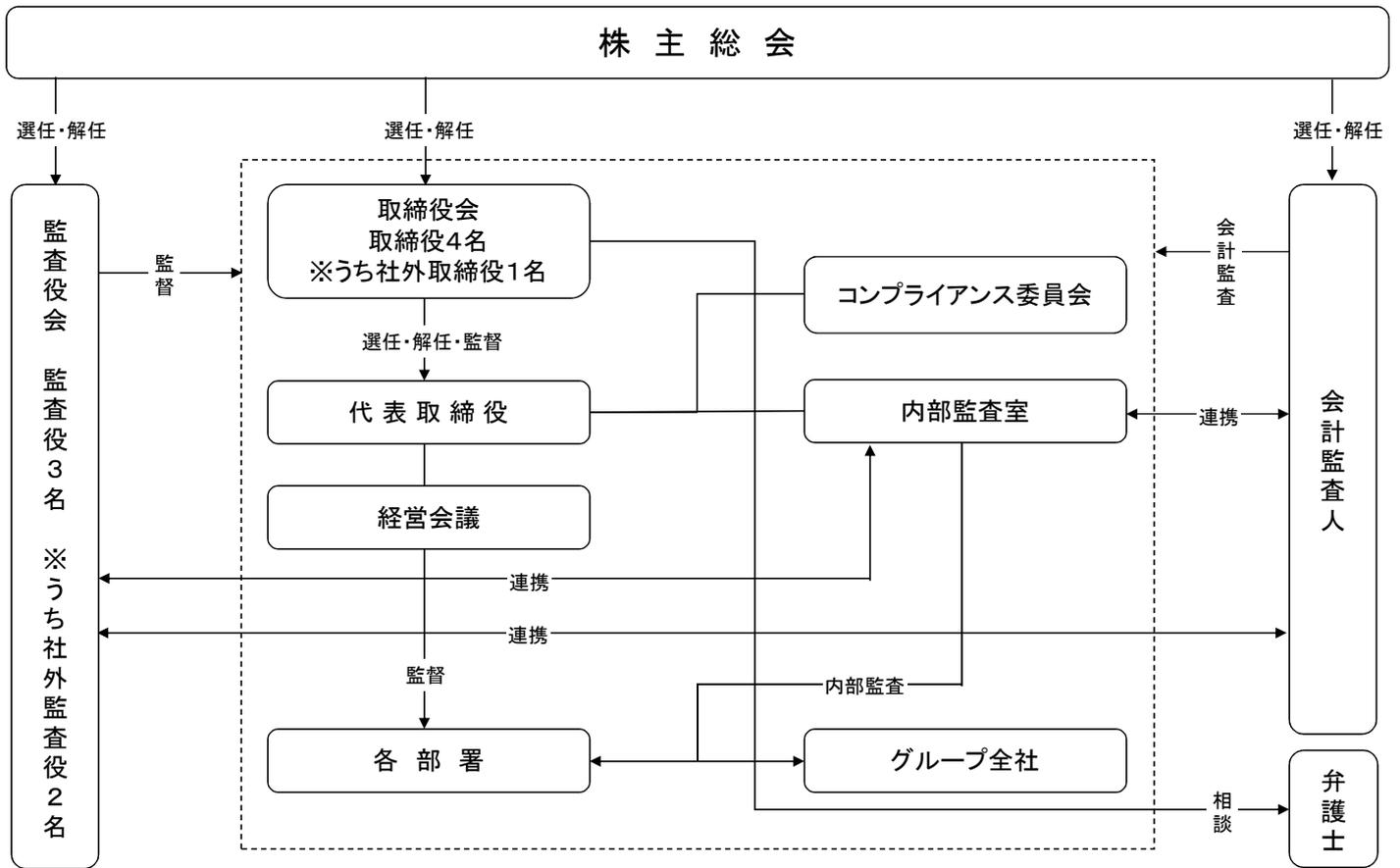
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

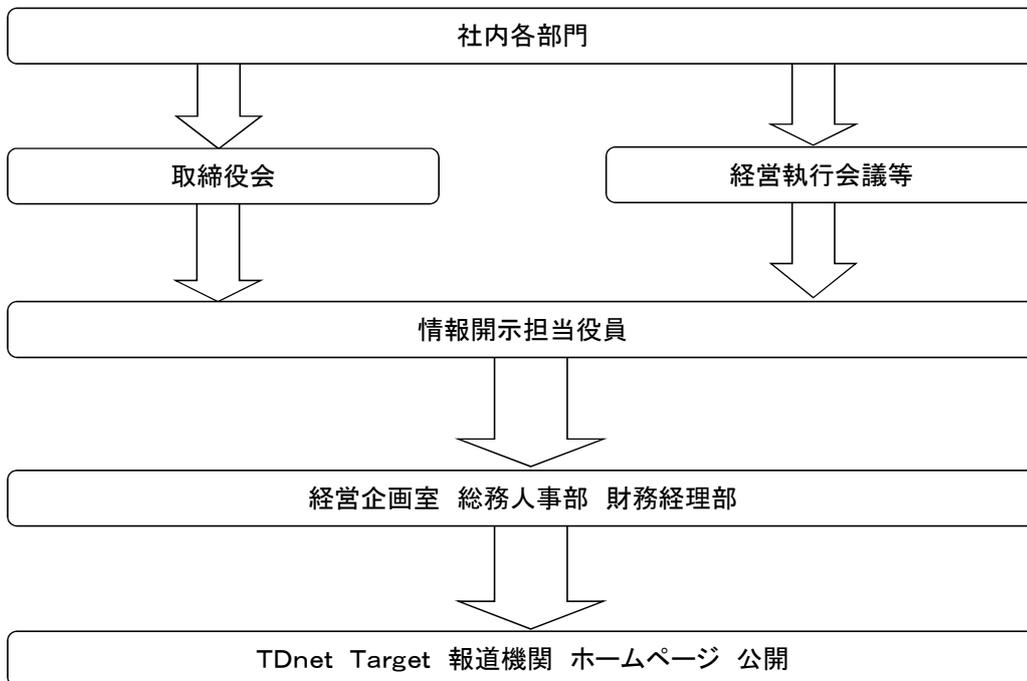
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現時点では、委員会設置会社への移行の予定はありませんが、コーポレートガバナンスやリスクマネジメント面から見た場合、当社の実情や効率面を踏まえつつ、「経営」と「執行」の役割分離を推進していく必要性を感じており、当グループに適した経営体制についての協議・検討を推進しております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示組織図】



【事業フロー図】

